

農地改革による解放農地面積について

——小作地所有状況の統計的分析——

並 木 正 吉

まえがき

農地改革による解放小作地買収計畫は昭和二十三年三月二日第六回目を終了し、その全國累計は約百六十二萬町歩（財産稅物納田畑を含む）である。買収計畫は七月二日を以つて終了の豫定であるが耕地に就いては解放見込面積の大部分が第六回をもつて買収済みとなつたものと推測されている。従つて耕地のみに就いて見るときは上記一六二萬町歩を以つて、略々買収実績を示すものと考へてよい。

ところで、當初豫定された解放見込小作地面積は約二〇〇萬町歩であるから、この數字に對して買収実績たる一六二萬町歩は約八〇％の成績を示すことになる。一方、二三年一月一日現在の市町村農地委員會報告の解放見込面積全國合計は一六五萬町歩であるから、この數字に對しては、殆んど一〇〇％に近い成果を收めたこととなる。解放見込面積として兩者の中いすれを採用するかによつて買収実績に對する、従つて又農地改革に對する評價が自ら異つて來ることは當然であらう。従つて、解放見込面積の合計を可及的に正しく推定することが極めて必要なのであるが、從來の日本の統計資料の貧弱さの故に、かかる作業は殆んど不可能であつた。この不可能であつたことに就いての詳細

は次に論述するが、幸い昨二二年八月一日の臨時農業センサスの結果が發表され、農家にして貸付地を有する戸數及面積が判明したので、始めて不完全ではあるが從來の方法に比べれば遙かに確實性をもつて推計することが出来るようになった。のみならず、地主の種類別に、即ち耕作地主、在村不耕作地主、不在地主、法人地主等別にその解放面積を測定することが可能となつた。勿論このような推計は専ら數量的なものであつて、この計算から直ちに農地改革を評價検討することは危険であるけれども、一つの重要な前提條件をなすと云うことが出来るであらう。筆者の試みた一應の推計は、かかる農地改革の評價に資せんが爲のものである。解放見込面積の合計を出すことのみを目的とする場合には、筆者の用いた同じ資料からより單純明快に算出することも出来るが、農地改革の直前に於ける小作地所有状況を明らかにし、農地改革實施後のそれと比較し得るように考慮した爲、推計はやや複雑となつた。

又、昭和二十年當時の資料を以つてする推計方法（解放面積二〇〇萬町歩と云ふ推計はその一つである）に就いて不必要な程詳しく検討したのは、そのような推計が理論的にも結果的にも全く根據がなく間違つてゐると思われるにも拘らず、殆んど凡ゆる場合無批判的に採用せられてゐる事實と、今一つ既存の統計資料の整備に若干役立つと思つたからである。

筆者の推計はあくまで試算に過ぎない。出来るだけの注意を拂つたつもりであるが資料に制約せられ、便宜的説明の多くなつたことは遺憾である。この點大方の徹底的批判を俟つて改めたい。從來この仕事が少ないように思うので未完成のものをそのまま發表したが、一つの土臺石ともなれば幸いである。

一 耕地所有統計資料の検討

解放見込面積二〇〇萬町歩の推計方法は明らかでないが、當時利用し得た土地所有に關する資料は「農地問題に關する統計資料」(農林省農政局昭和二十一年刊)に、推計結果と共に掲載されているので、それを參考としつつ解放見込面積の推計に役立ち得るべき素材資料をまとめると次の如くなると思う。

A、舊帝國農會調査、耕地所有面積廣狹別戸數(明治三十六年—昭和十五年) 農林省統計表に集録

B、農林省統計課、耕地所有面積廣狹別戸數及び面積調(昭和十年) 未發表

C、農林省統計課、田畑所有状況調査(昭和十六年四月) 統計課昭和十八年刊

D、農林省統計課、農業者の他市町村への出作面積調査(昭和十六年) 農林統計月報第四〇號耕地掲載

E、農林省統計課、全國農家一齊調査(昭和十三年九月一日) 統計課「我が國農家の統計的分析」(農林統計調査資料第五號)

全國的規模に於ける資料としては以上に盡きるのではないかと思う。土地所有に關する統計資料は、極めて費用がかかり、先進國の例を見ても大事業とされているが、^註以上の如く例記して見ると今更そのことを痛感する。

次にこれらの資料より推計し得る事項とその限度を検討しよう。

A、舊帝國農會調査、「耕地所有面積廣狹別戸數」に就いて

この調査は明治三六年から毎年行われ昭和一五年に廢止せられたが、調査方法としては、「耕地(田畑)所有ノ廣狹ニヨリ區別シタル農家(耕地ニ從事セザル地主ヲ加フ)戸數」を調査すべきことを命じたのみである。後になつて、明治四一年四月二日附農務局長通牒農發第五十八號「明治三十五年農商務省令第二十六號改正に關する通牒」によると、「調査ノ標準」は、第七號農家戸數(耕地(田畑)所有ノ廣狹ニヨリ區別シタル農家(耕作從事セザル地主ヲ加フ)戸數)ハ區域内ニ現住スルモノヲ計上シ所有耕地ハ區域外ニ在ルモノト雖モ合算シ調査スルコト」と規定し、以來昭和

一五年まで變化はなかつたようである。調査の標準としては、一般に信ぜられているのとは反對に、屬人主義をとつてゐる。しかしこの原則を貫徹するには、調査方法や機關が單純且つ貧弱であつた。されば前掲「我が國農家の統計的分析」に於いて次の如く指摘してゐる。「所謂農事統計は農會法に據つて全國の農會に農事に關する各種事項の調査を命じたものであつて、其の調査事項の中に『專業並兼業各農家戸數』『自作小作及自作兼小作各農家戸數』『耕地(田畑)所有ノ廣狹ニヨリ區別シタル農家(耕作ニ從事セザル地主ヲ加フ)戸數』『耕作スル耕地(田畑)ノ廣狹ニヨリ區別シタル農家戸數』の調査が其の主なるものをなしてゐる。農事統計は農家に關する累年の調査の我が國に於いての唯一のものであるが、この統計の缺點は、調査の機關が全國的に見て必ずしも完備して居ないことと實際上の調査方法が何等規定されてゐないことである」と。又前掲、農林省統計課「田畑所有狀況調査」は次の如く云う「日本に於ける土地所有がどうなつてゐるかに就いての全國的な統計は從來作成せられて居らぬ。それは、問題がないからというのではなく、調査自體が非常に困難だからに外ならぬ。土地の内で最重要部分である耕地については、明治四十一年以來「耕地所有者戸數」なる統計が昭和十五年迄農林省から公表されて居た。而して、この調査は、所謂農事統計の一部であつて其の調査方法は市町村農會を調査の義務者と定め、市町村農會は夫々獨自の方法に依つて、之を調査報告してゐた。而して、この調査は、屬人主義の調査と云ふことになつてゐるのであつて、これを完全に實行する爲めには、市町村内の居住者に調査票を配付して、其の所有する耕地面積を記入申告せしむる方法を探らざるを得ないであらう。この方法は口に云うは易いけれども、之を實行するは容易なことでない。殊に都市居住民に就ては、誰れが耕地所有者であるかを豫め知ることが困難であるから調査票は全都民に配布しなければ、耕地所有者を洩れなく捕捉することが出来ない。斯くの如きことは國勢調査の機會でもなければ、仲々實行し得ないことである」と。(二頁力

點筆者）實際上の確實性に就いて疑問のあることは、既に何回も指摘され、具體的には「耕作面積の廣狹より見たる農家戸數」について、又「農家戸數總數」について實證されている。この點は「耕地所有者戸數」に就いても同様である。

但、之を全國的に檢すべき素材が直接的なものとしては存しなかつた爲め具體的に實證されていなかつた。試みに耕地所有者戸數總數から自作自小作農家を差引き、不耕作地主戸數を得て（これが從來地主戸數として計上せられていたものである）それを一市町村單位に直して見よう。昭和十五年度一市町村平均約一〇〇戸の不耕作地主戸數が存することとなる。

この一〇〇戸の不耕作地主に不在地主が含まれるか否かを檢するに、若し「市町村の居住者に調査表を配布して」調査すれば屬人主義で行われても含まれる。又便宜的に屬地主義で調査されたとしても含まれる。又一〇〇戸と云う數字は在村不耕作地主戸數としては過大であるから、不在地主も含むと考えるべきだろう。然りとして前記一〇〇戸より不在地主戸數を差引き計算すれば、一市町村平均二四戸程度の在村不耕作地主の存することとなる。全國平均としては或いは承知し得ると思うが、各府縣別に檢すれば、皆無どころか計算上マイナスの府縣も出て来る。

かくて農事統計は、所有統計に就いても極めて不正確だと云うことになる。この事を解放見込農地面積の推計に關連して説明すれば、帝國農會の「耕地所有者戸數」の調査は、在村不耕作地主戸數を算出する爲めの基礎資料たり得ないと云うことである。この調査に於ける所有耕地は、耕地一般であつて小作地も自作地も合算してのことである點に注意しなければならない。一言すれば小作地所有戸數を示すものではないと云うことである。

註一「一人の所有する耕地が各地に分散しているため、これを調査して集計したり、或は當該所有者の申告を整頓するのが大なる勞力や費用と時間を要するところから、如何なる國においても耕地所有統計が特に他の農林統計の如くには整備せられていないのが普通である」東畑精一著「農地をめぐる地主と農民」一九九頁。

註二「我が國農家の統計的分析」の示す左表を參照せられたい。

昭和十二年末農事統計と農家調査との比較

	農事統計 A	農家一齊 調査 B	B-A 差	B-A 同上 割合
五段 未滿	一、八四、五五	一、八九、三五	△ 五、八〇	一・三
五段 一町	一、六五、四五	一、六四、五五	△ 一、〇〇	一・五
一町 一町	一、三六、八四	一、四六、一六	△ 九、三二	一・一
二町 一町	三、八、八二	三、〇、八六	△ 八、九六	二・九
三町 一町	二、五、五九	二、七、三九	△ 一、八〇	六・五
五町 以上	七、八、四四	七、四、七七	△ 三、六七	四・五
五段 未滿	二、八	三、四、三	△ 〇、四	
五段 一町	三、二	三、九、七	△ 六、五	
一町 一町	三、七	三、九	△ 二	
二町 一町	五、七	五、七	△ 〇	
三町 一町	二、三	二、一	△ 〇、二	
五町 以上	一、四	一、四	△ 〇、〇	

尙この點川俣浩太郎氏は次のように説明している。『農事統計表は、明治三十六年以來今日迄毎年調査公表されているもので農會法によつて、全國の農會の調査に基くものであるが、調査方法が不完全で推定による爲、累年の大體の傾向を捉えては役立つが、眞相から離れていたことが判明した譯である』

(岡氏著農業生産の基本問題三七頁伊藤書店刊)

註3 農事統計と一三年農家一齊調査とは農家に就いては定義を同じくしその調査對象を同一にしたが、それでも總數で、一三萬、戸の差がある。昭和十三年九月一月現在でセンサス式に行つた農家一齊調査を見ると

總農家戸數は五、四四〇、九九八戸で、之を先の農事統計の昭和十二年末の五、五七四、一七九戸と比較すると一三三、八八一戸だけ農家一齊調査の方が少いことになつてゐる。勿論農家一齊調査は昭和十三年九月一日現在であり農事統計は十二年末現在であつて其の間八ヶ月間の開きがある譯であつて、この開きの中には時間の経過による農家戸數の變動も含まれてゐること勿論である。従つてこの開きが直ちに調査上の誤に歸する譯ではない。併しこの中の主なる部分は從來の調査上の不十分な事から生まれてゐると考えられる。以上の開きは全國として見た場合で、兩者を地方別に比較して見ると道府縣によつてその開きはまちまちである。この開きは更に之を郡市別なり町村別に見れば千差萬懸とならう。農家戸數の調査はこの一齊調査によつてそれだけ正確度を増加したことを示す。『我が國農家の統計的分析』昭和十三年九月一日全國農家一齊調査報告一八頁(農林省統計課昭和

十四年刊)

註4 「通例わが國の農叢書には「不耕作地主戸數乃至耕作をなさざる地主」の戸數が通年に跨つて擧げられている(例えば帝國農會『農業年鑑』の如し)。これはそれ自體として調査せられたものではなくして、既知數字の計算の結果として得られた數字である。即ち耕地の所有者の總數から自作農家並びに自作兼小作農家の合計數を減じた戸數を指したもので何れの數字も通年得られるところから連年計算して示されるものである。」(東畑精一前掲書三四頁傍點原著者)

註5 昭和十五年度耕地所有者戸數五、〇〇一、五〇七戸(北海道一六八、九六三戸)自作及自小作合計三、九三二、三五二戸(北海道一〇一、三三四戸)。差引一、〇六九、一五五戸(北海道六七、六二九戸)の不耕作地主戸數を得る。市町村數は全國約一萬一千であるから一村平均九七戸となる。

註6 不耕作地主戸數一〇六萬戸から不在地主戸數八二萬戸を差引き二四萬戸の在村不耕作地主戸數を得る。全國總數に於いて然るものであつて、各府縣別に見れば、青森縣、岩手縣、山形縣、埼玉縣、長野縣、岐阜縣、德島縣、鹿児島縣はマイナスの結果を得る。附表一参照。但し、不在地主戸數は、昭和十六年土地所有狀況調査より推計せるもの。推計方法は後述五二頁註1参照。

次にB農林省統計課、耕地所有面積廣狹別戸數及び面積調(昭和十年)に移ろう。

Aの農事統計による耕地所有者戸數調査は、戸數のみで各階層に屬する耕地面積が調査されていないので、農林省の統計課が試験的に各階層に屬する耕地面積を調査して見たものと云われる。その結果は公表されず、原資料が滅失しているので府縣別は不明であり、ただ全國合計のみ記録が残つてゐる。調査方法は筆者は未だ知り得ないが、所有者戸數及び耕地面積が農事統計のそれと殆んど一致するところから考へて見るに、屬人主義を原則としつつ結果的には屬地主義で不在地主を含んだのではないかと思う。屬人主義を徹底することは、努力と時間及費用の點から困難であるが、假りに屬人主義を採用したとせよ。然りとせば不在地主の所有耕地面積たる八十萬町歩中相當部分は、調査ものの爲め減じるであろうが、統計の結果を見ると約八萬町歩減に過ぎないからである。詳細は左表により検討し

て頂きたい。そこでこの調査の確實性も甚だ疑問となる。又北海道と内地の區別が出来ないことも致命的缺點であるので、この調査も、基礎資料として採用し得ない。(第一表参照)

第一表 所有耕地面積階級別耕地所有者戸數及所有耕地面積(昭和十年)(全國)

所有耕地面積階級	所有者戸數	所有耕地面積	百分比		農事統計表による 耕地所有者戸數
			戸數	面積	
五反 未満	二,五五,〇一一	九三,七六八	四九・六	一五・五	二,五五,三六八
五反 一町	一,一四〇,〇六〇	九一,一七七	三三・三	一六・六	一,一四〇,四八三
一町 一三町	九〇五,六二〇	一,四三三,三三三	二七・六	三三・八	九〇五,九六五
三町 一五町	三三,一七六	八四三,〇三三	四・三	一四・一	三三,一四五
五町 一〇町	一一,一三三	七五,五六五	二・三	三・八	一一,一六八
一〇町 一五〇町	四,七三三	七四,九四二	〇・九	二・五	四,七六八
五〇町 以上	三,四一〇	二八〇,三七五	〇・一	四・七	三,四一五
計	五,一四七,四四四	五,六九〇,四四四	一〇〇・〇	一〇〇・〇	五,一四七,四三三

備考 1、農林省統計課調

2、「農地に關する統計資料」一五頁より引用

3、農事統計表による耕地所有者戸數と僅少の差しかないことは、兩者共に疑問のある數字だと云うことになると思う。(本文参照)

C 田畑所有狀況調査はどうであらうか。

この調査は地租、名寄帳に基づき所有者の在不在別、廣狹別に、所有者數及び面積を調査したものである。農林省が農地改革による解放農地面積について

全國的規模で土地所有状況について行つた唯一の調査と云われる。地租名寄帳からの二義的調査なること所有階級の區分が田畑別になつてゐること、屬地主義であるので、同一所有者が重複計上されることなど指摘されるが不在地主の所有耕地面積はこの調査によつて知ることが出来る。解放見込農地面積推計上は、戸数は必要でないが他の種類の地主戸數推計の爲め戸數を算出しておくのが便宜であらう。然し、この調査に於いては、所有單位は戸ではなく個人であるが、所有者につき自市町村内居住者と他市町村内居住者との比率がわかるのでその比率で戸數を算出推定することが出来る。所有が田畑別々になつてゐるが、所有者が必ず田畑兩方をもつと考へた場合、又田と畑といふれか片方のみをもつと考へた場合その比率は大體同じであるので前述のように比率を適用することは不都合を生じないであらう。このような計算による不在地主戸數は昭和一五年度内地七七萬戸である。^{註1}

但しここに注意すべきは、この不在地主所有耕地面積は屬地主義的に見た場合のことであつて、もし不在地主が入作して自作農の場合は、その耕地は自作地であつて、解放の對象とはならない。この入作面積は(D)農業者の他市町村への出作面積調査(昭和十六年)により判明する。(第三表)

第二表 他市町村居住耕地所有者(不在地主) 狀況(昭一六年)

A 田の廣狹別所有面積(北海道、沖縄を除く)

	總數	總數	未滿町	〇・五—	〇・五—	一—二	二—三	三—五	五—十	十—百	百—千	千—
總數	二、九三、五〇四	六四、一四四	六〇、三三三	五九、四四六	二九、一八〇	二六、四六三	三〇、六六〇	二七、七五三	五、五七	九、四八	六〇、五三	三、四九
自市町村居住者	二、四七、六八五	四四、五二	五七、三〇一	五三、七八	二七、七六	二七、七五	一八、八四二	一〇、九六	三、五五	六〇、五三	三、四九	三、四九
他市町村居住者	五五八、八一九	一九、五八三	三、〇三三	七、六六	二、四二四	四、七一	一二、八一八	一六、八〇	一、〇一七	一、〇一七	三、四九	三、四九

同上百分比

總數	自來水市町村	他市町村
100%	100%	100%
三〇・五%	二一・一%	二七・八%
三〇・一%	二三・三%	二四・四%
九・九%	二〇・三%	八・四%
九・〇%	九・一%	九・三%
七・九%	七・六%	九・一%
四・七%	四・二%	七・〇%
一・七%	一・四%	三・三%
三・一%	二・五%	六・〇%

備考「田畑所有状況調査」より沖繩を除き作成、合計數字端數切捨以上僅少一致せざるところあるも原資料の誤植であろう。

B 田の廣狹別所有者數（北海道、沖縄を除く）

總數	總數					總數
	未滿	〇—一	一—二	二—三	三—五	
總數	五,三三八	八,五〇七	四三,二六八	二九,八〇七	七二,〇〇〇	一〇,六〇〇
自市町村	四,三三七	七,五七九	三六,七五九	二五,六二二	五八,二九二	七,六八八
他市町村	一,〇〇一	二五,八四〇	五,五〇九	二八,一八六	一三,七〇八	二,九一二

同上百分率

總市町村數	自他市町村數
二〇一	一〇〇
九四	七三・一%
八四二	二六六
七七七	五〇四
四八	一・八
八・〇	一・三
九九	〇・七
七・二	〇・三
六四	〇
六二・〇	〇

農地改革による解放農地面積について

農地改革による解放農地面積について

五〇

他市町村	一九・〇	二〇・六	二五・九	二二・三	二五・二	一八・〇	二〇・二	二六・九	二五・六	看
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---

C 畑の廣狹別所有面積（北海道、沖縄を除く）

總數	總數	未滿期	一—二	二—三	三—五	五—十	十—二十	二十—三十	三十—
總數	二,一四二,九七五	七〇二,三〇〇	四〇一,〇〇〇	二六,八二一	二五,四九	二四,九七五	六九,四四	三三,〇〇一	四一,五二一
自市町村	一八七,八四三	六〇六,七五〇	四六,三三三	五七,四四四	二〇,三三六	二六,九六六	七〇,九二	一七,九六	元,七九
他市町村	二四七,九三五	九五,四四五	三六,九三三	三三,五三	二五,八四五	一七,四七七	二七,八〇〇	二二,五三	五,〇〇

同上百分率

總數	自來水市町村	他市町村
一〇〇%	八六四	一二六
一〇〇%	一〇〇	一三六
一〇〇%	九二四	八六
一〇〇%	九六六	八四
一〇〇%	九一〇	九〇
一〇〇%	八六七	二三
一〇〇%	八五七	一四三
一〇〇%	八三四	二七六
一〇〇%	七八二	三一九
一〇〇%	七六六	元四四

D 畑の廣狹別所有者數（北海道、沖縄を除く）

	總數	未滿町	一・二	二・三	三・五	五・一〇	一〇・二〇	二〇・三〇	三一
總數	六、〇七五、九八三、〇四	六、〇七一、八七	三三〇、八六	七二、四九九	四〇、七四三	一九、三〇五	五、四七七	九四五	七一二
自市町村	五、三〇、八四四、九八一	六四四、〇四	二七九、四四九	六六、八九九	三五、六六〇	一六、六七	四、三四	七二三	其七
他市町村	八五、四三三、七六、三三	美、七七	二四、四三	六、五〇	四、八三	二、三八	九、三	二三	三四

不在地主所有の田畑面積合計は七七萬町歩であるから、この中入作面積九萬町歩を差引かねばならぬ。戸数は、前述の如く七七萬戸であつたがこの中入作者分を差引かねばならぬ。

入作者の、戸當入作面積は不明であるが、五反未満が殆んどであると云う假定に立ち、五反未満不在地主一人當所有平均面積は、田一・六六反畑一・二六反なる故この數字を採用すれば、田三三萬、畑三七萬の入作者（自作）が存することになる。^{註2}従つて不在地主（農地改革該當の）は、約五〇萬戸となろう。（こゝに不在地主とは、屬地主義的に見てのそれであるから、耕作地主にして他市町村に貸付地を有し不在地主でもあるものを差引けば純粹の不在地主に就いての概念が得られる）。かかる不在地主所有面積は約六八萬町歩であるから一戸當平均一・三町と云うことになる。

註1 不在地主數を示す他市町村居住耕地所有者數は、個人單位であること、田畑別々となつてゐることでは戸數を示さぬ。そこで所有者總數に對する他市町村居住耕地所有者數の比率を求めゐる。田畑別々であるが、もし所有者が別個の人であるとせば合計數（田・畑所有者）對合計數の比率即ち内地一・四〇〇、一六二者（田五、三三二、八五六、畑六、〇六七、三〇六）に對する一、八七一、三五四者（田一、〇一四、九二二、畑八五六、四三三）の割合一六%を、田畑所有者が同一なりとせば、六、〇六七、三〇六者に對する一、〇一四、九二二の割合一六・五%を得る。實際は重複と別々となつてゐるであらうからこの比率は異り得るが、一六%を採用する。昭和十五年度耕地所有者戸數四、八三二、五四四戸に對し乘じて七、七三二、〇七戸を得る。（附表1の不在地主戸數は各府縣にかかる比率を求め算出したものである。）入作者を除く場合は不在者の總數に對する割合は一・一%となり戸數は五〇萬戸となる。

註2 附表2は、田畑自作地に對する入作自作地の割合、即ち入作率 $\frac{B}{A}$ を算出し、他方他市町村居住耕地所有者（不在地主）戸數及所屬面積の自市町村居住耕地所有者のそれに對する比率 (E) 、 (F) 、 (G) 、 (H) を所有規模五反未満、五反一町層に就き「田畑所有状況調査より引用し比較したものである。筆者の推測は、五反未満層不在地主の總所有者に對する比率 (E) 、 (F) が他の階層に比し比較的高く、又、戸數のそれが面積のそれより高いのは、相對的に經營規模の少い（自市町村居住者所有規模に比し）入作自作者が不在地主として算入された爲めであらうと云う點にあつた。附表2は、この推測の妥當なることを裏書きする。入

作地高き所は、不在地主比率(E)(F)が高い。又、戸数のそれ(E)が面積のそれ(F)より大體に於いて高い。五反一町層にはかかる關係が見られない。これは入作地は専ら五反未満に集中することを物語る。他市町村居住者の場合は、自市町村居住者に比して五反未満及三〇町以上がはるかに大なる點田と同様である(前掲「田畑所有状況調査」一六頁)とし、五反未満所有者の多いことを不在地主の一特徴と見なした見解は改めらるべきであらう。五反未満他市町村居住者所有者を不耕作地主のみと見なしたことも、當然の結果として改めらるべきである。

(E)全國農家一齊調査は直接土地所有に關するものではない。特にここに掲げたのは、一つは、自小作別經營面積別に戸數と所屬經營面積が判明している唯一の調査であること、他はこの調査が前述の各種農事統計を検する目的でセンサス式に行われた調査であることによる。

自小作別經營面積別に所屬經營面積が、自作地小作地別に判明していることが土地所有推計上何事かを語らないであらうかを檢するに(例えば經營面積五反未満の農家に所屬する自作地總面積が判明している場合)判明するのは、階層別所屬自作地面積であつて、所有面積ではない。それら自作乃至自小作農家にして貸付地を有するものがあるからである。従つてこの調査も土地所有につき直接役立たない。但し、農事統計の檢計と云う見地からは大いに役立つ。前述の農家戸數、經營規模別農家數の他、耕地面積の檢計にも役立つことは既述の通りである。

以上土地所有に關する統計資料を検計したわけであるが、解放見込面積の推計に役立つこと極めて少く、要約すれば、不在地主については昭和十六年度につき略々完全に、在村不耕作地主については、統計上の不備を不問とすれば一應その戸數のみ推計出來ると云うことになるのである。

周知の如く、解放面積の推計には、耕作地主(自作兼地主、自小作兼地主、小作兼地主)在村不耕作地主については、

戸數及び所屬面積が所有規模別に（少くとも内地一町歩、北海道四町歩）確かめられねばならず、不在地主、法人地主に就いては所屬面積が分らねばならぬ。然るに分るのは不在地主と在村不耕作地主の戸數のみだと云う結果になるのである。理解に便なる爲一表にまとめれば左の如くなる。

第四表 全國的土地所有統計資料より

確定又は推定し得る事項

(昭和二〇年現在)

地種 主種	戸數 及面積		總數	規模別	總數	規模別
	戸數	面積				
在村 耕作地主	×	×	×	×	×	×
不在 耕作地主	○	○	○	○	○	○
合計	×	×	×	×	×	×

備考 1、×印は本文A乃至Fの土地所有に關する資料

より推定し得ざるもの、○印は可能なるもの

2、在村不耕作地主戸數は條件付に可能である。本文

参照。規模別は、一町以下と一町以上に區分し得るや

否を示す。

4、例えば在村地主は、戸數、面積共不明なること。

5、不在地主は戸數、面積共に可能なることを示す。

かくの如き結果を見ると解放見込面積二百萬町歩が如何して推計可能なりしか不思議に感じる。そこで念の爲め、これら資料を相互につき合せて何か得られないかを検討しよう。前表を見れば、それも無駄であることを知る。例えば資料(A)より階層別耕地所有者戸數及び所屬面積を得、それより(E)經營階層別自作自小作戸數及び所屬自作地を差引いたとしよう。階層別不耕作地主戸數と階層別所屬自作地が得られるであろうか。否である。(A)は所有規模別であり、(E)は經營自作地別であるから、(E)の農家が貸付地をもたぬと假定すれば別、階層別不耕作地主戸數及び所屬自作地面積が出ない。耕作地主は、ネグレクティブだ、と云う假定に立てば、又、(A)(B)を近似値を表わすものと前提して、階層別不耕作地主戸數と、その不耕作地主所屬自作地面積が得られるであろう。然しこの假定そのものが現實に反する。

以上の説明により全國的規模に於ける土地所有統計資料のみ

からは、解放見込面積を推計することは不可能だと結論してよいと思う。(念の爲お断りすれば、以上は解放面積二百萬町歩の妥當性を檢する爲め、當時得られる資料につき論旨を進めているのである。冒頭に述べた如く昭和二十二年八月一日の臨時農業センサスにより、地主の大宗たる耕作地主が判明している現在とは別である。)

然らば全然そのような推計方法はあり得なかつたであらうか。筆者は、結果的に云えることであるが、事例調査を

第五表 經營規模別、農家の貸付地(昭和十五年)

(帝國農會、適正規模調査報告による)(調査戸数三五、八七六戸)

備考	全農家戸数	内、耕地を貸付くる農家戸数	貸付農家の割合	所有耕地面積	内		貸付地の割合	一戸當貸付地	
					自作地	貸付地		全農家一戸當平均	貸付農家一戸當平均
五反未満	一、三九四	五〇	三・六	一、三三二	四八・六町	七四・六町	五・四	〇・四七	一・四六
五反—一町	二、八六〇	一二元	四・一	二、四九七	二、二九・三	一、三三・八	五・九	〇・四七	一・〇三
一町—一・五町	三、一三六	一、四九九	四七・五	五、三六・四	三、八〇・八	一、五四・六	二・九	〇・五五	一・一〇
一・五町—二町	一、四四四	九五五	六六・〇	四、七三〇・五	三、五三・三	一、四七・三	三・一	〇・六六	一・二五
二町—三町	一、三三三	九八八	七三・五	四、八三・五	三、五九・三	一、三三・九	二・八	〇・八一	一・七〇
三町—五町	四九〇	二七八	五七・五	二、四〇〇・四	一、七三・三	六七・一	二・八	一・一六	二・〇〇
五町以上	五三	三三	六二・五	四、六三・三	三三・六	一・六七	六・六	二・四四	三・四三
計	二、七〇八	五、四四三	一九・九	三、四八〇・三	二五、二六・三	七、九四・〇	三・三	〇・六三	一・〇三
自作	七、三八三	一、六五五	二二・九	三、四〇・七	一、二一・九	八三・三	二・六	〇・六三	〇・五五
小作	七、七二五	七三	一・一	三、三一一	一、九一・八	七三・三	二・六	〇・一〇	〇・五五
合計	一五、八六六	六、八〇〇	四・二	一五、七二八・五	二七、一八四・〇	八、〇三・五	三・三	〇・三三	一・一八

備考 前掲「農地問題に関する統計資料」一八頁より

農地改革による解放農地面積について

計	一戸當り貸付地面積(D)	(B)(A)	(E)	一〇・五町	〇・八三	〇・七四	〇・八四	一・四二	四・三三	〇・八六
				三	九	三	三〇	三三	六〇	三

擴大することによつて或る程度可能であつたと思う。前述の如く、耕地所有統計のみ存して小作地所有統計が存しなかつたのであるが、幸い不在地主のそれは判明する。不在地主の占める比重はかなり大きい。残りの耕作地主、在村不耕作地主、法人地主に就いては、恐らく耕作地主が最大であろう。従つてこれが判明すれば大略のところを押え得ると考えられる。そこで耕作地主に就いての事例調査をさがすと、大規模なものとして筆者の知り得たのが、二種類存する。一つは昭和十四年佐賀縣が全縣下に行つた調査であり一つは昭和十五年中央農業會が適正規模調査に關して三萬六千戸に就いて行つたものである。(第五表、第六表)

先ず帝國農會調査による。昭和二十一年四月二十六日調査の自作自小作小作數は、それぞれ、内地で一、七八二、〇七七戸(貸付地一町以上の耕作農家を含む)二、一五三、八九三戸、一、五三三、三二八戸であるから、貸付地を有する戸數の總戸數に對する比率自作四五%、自小作九%、小作一%を乗じ、三八〇一、九三四戸、一九三、八五〇戸、一五三、三三二戸、合計一、一四九、一一六戸となり、面積は、一戸當一町一反八畝を適用して一、三五五、九五七町歩となる。即ち貸付地を有する農家は内地一一五萬戸その貸付地面積は一三五萬町歩と云う推計が成立する。

佐賀縣經濟部の昭和十四年調査によつて内地推計を試みると、戸數一、二〇三、二四五戸、面積一、〇三四、七九一町歩となる。佐賀縣經濟部の調査は、自小作は自作地八割小作地二割を採用している由であるから、(一三年農家一齊調査結果と比較しても分る)總數についてのみ試算したものである。

この兩者の推計は、臨時農業センサスの結果であるところの戸數一二八萬戸面積一〇七萬町歩に近い。但しこの兩

調査とも貸付地の廣狹別集計がない。然し若し當時として解放面積を推計するときは、この事例調査でも用いて耕作地主の小作地所有状況を推計する他、方法がなかつたのではないかと思う。筆者が地主種類別に推定する方法を選んだのは、小作地所有状況を明らかにする必要があるが、資料的には以上の状態に制約されているのである。

註1 (A)を概略的に正しい数字と假定すれば、耕地所有者戸数から自作自小作戸数を合せ差引く時は、全體としては正しい不耕作地主戸数を得る。しかし階層別の場合には、戻つた性質のものを差引くのであるから不可能に屬する。

註2 農林省農政局刊「昭和二十一年」『農地問題に關する統計資料』一九頁は、「自作農創設の對象となる農地面積」として次の如き推計表を掲げている。この推計表によれば、耕作地主は存在しないと云う立て前のように思える。而してこの點が從來疑問とならなかつたのは如何なる理由によるのであらうか。解放面積二百萬町歩は、その推計方法は審かでないが、採用し得ることはこの結果表だけでも結論し得る。

不在地主の貸付地及在村地主の一町歩（北海道は四町歩）超過貸付面積

所有面積階級	北海道を除く都府縣				北海道		合計
	一町未満	一町三町	三町以上	計	四町未満	四町以上	
	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)	戸數(千戸) 對象面積(千町) 戸數(千戸) 對象面積(千町)
在村不耕作地主	1	355	386	741	1	29	300
不在地主	304	223	1,100	1,627	1	233	1,336
合計	305	578	1,486	2,369	2	262	2,371
全小作地面積に對する對象面積の割合	6.1%	4.2%	1.8%	2.6%	0.1%	0.9%	0.3%

註3。佐賀縣經濟部調査は昭和十四年「農山漁村實態調査」として行なわれ、調査事項は、農村戸數、農家人口、農業經營土地、農具投資、農業雇傭努力に關し、全縣下に亘つて、詳細なる戸票を作り、當時二〇萬圓の費用をかけたと云われる。二十二年の臨時農業センサスの戸票との比較は殆んど完全に出来る。集計は未だ完全には終つておらず、「農山漁村實態調査書」第一輯―第五輯に村集計が掲載されているものを二〇數ヶ村集計して第六表を得たものである。村の中には、報告なきものもあつて、この表の總戸數が必ずしも總調査戸數と合致しなかつた。貸付地廣狹は戸票にあれば出るのであるが集計されていない。

二 解放農地面積の推計

一

筆者が推計資料として利用したものを、一括すれば、昭和二十二年八月一日臨時農業センサス、昭和十六年土地所有狀況調査、在村不耕作地主に就いての事例調査、その他である。推計結果をあらかじめ表にまとめると次の如くなる。

第八表 内地小作地所有概況（戸數及面積）推計表

（昭和二〇年）單位千

地主種類、戸數及面積	規模別		
	一町以下	一町以上	合計
耕作地主	戸數(千戸) 1,060 面積(千町) 1,060	戸數(千戸) 100 面積(千町) 1,160	戸數(千戸) 1,160 面積(千町) 2,220
在村不耕作地主	戸數(千戸) 160 面積(千町) 160	戸數(千戸) 30 面積(千町) 30	戸數(千戸) 190 面積(千町) 190
不在地主	戸數(千戸) 200 面積(千町) 200	戸數(千戸) 40 面積(千町) 40	戸數(千戸) 240 面積(千町) 240
法人地主	戸數(千戸) 50 面積(千町) 50	戸數(千戸) 10 面積(千町) 10	戸數(千戸) 60 面積(千町) 60
合計	戸數(千戸) 1,470 面積(千町) 1,470	戸數(千戸) 180 面積(千町) 180	戸數(千戸) 1,650 面積(千町) 1,650

第八表は、昭和二十年度内地に於ける小作地所有狀況を推計一表にまとめたものであるが、

それによれば、内地につき耕作地主戸數一二四萬戸、貸付地一町以下一〇四萬戸一町以上二〇萬戸、貸付地面積一二五萬町歩、一町以下四〇萬町歩、一町以上七五萬町歩。在村不耕作地主戸

同上百分比

規 模 別		地主種類並戸数及面積		耕 作 地 主		在 村 不 耕 作 地 主		不 在 地 主		法 人 地 主		合 計	
		面	戸	面	戸	面	戸	面	戸	面	戸	面	戸
一町以下		三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五
一町以上		六六	三	六六	三	六六	三	六六	三	六六	三	六六	三
合 計		九六	八	九六	八	九六	八	九六	八	九六	八	九六	八

数二〇萬戸、一町以下一四萬戸、一町以上六萬
 戸、貸付地三〇萬町歩、一町以下一〇萬町歩、
 一町以上二〇萬町歩。不在地主戸数三五萬戸
 町以下二八萬戸一町以上七萬戸、貸付地四五萬
 町歩、一町以下一四萬町歩、一町以上三一萬町
 歩法人地主戸数不明、貸付地面積、二〇萬町
 歩、一町以下五萬町歩一町以上一五萬町歩。と
 なつてゐる。百分比は表により御検討頂くこと
 とし推計方法を説明する。

第一、小作地總面積について、

内地二一〇萬町歩は、昭和二〇年度小作地と
 して農林統計表に掲示されているものである。

耕地總面積についての減少は、過少申告による
 ものとされそのままとり得ない。昭和一六年度

五、八六〇、六七九町歩（自作地三、一七二、二七八町、小作地二、六八八、四〇〇町）は、
 昭和二〇年は五、二八七、八七四町歩（自作地二、八三九、八〇七、小作地二、四四八、〇六六）であるから統計上の減

少は五七二、八〇五町歩（自作地三三二、四七一、小作地二四〇、三三四）となる。然るに耕地の擴張潰廢面積は昭和十七年—昭和二〇年間、累計擴張九四、七五九町潰廢三三〇、六一八町で差引二二五、八五九町歩減少していることになる。この方は屬地主義面積であるが、後者を正しいとすれば、昭和二〇年度耕地總面積は五、六三四、八二〇町歩が正しいと云うことになる。これは、全國總耕地に就いてのことであるが、小作地に對してもこのような過少申告による減少を認めねばならぬかと。必ずしも事情は單純でない。内地に就いて見るに、昭和一六年二、二七二、五九九町、一七年二、二七〇、七七三町、一八年二、二三九、〇四七町、一九年二、一九〇、九七一町、二〇年二、一〇三、九八八町歩であり、減少は、昭和一七年一、八二六町、一八年三一、七二六町、一九年四八、〇七六町、二〇年八六、九八三町である。然るに自作農創設維持事業による面積は、一七年八、九六七町、一八年一〇、八六八町、一九年四一、一八七町、二〇年五三、八二三町歩である。小作地減少累計一六八、六一一町、自作農創設維持累計一四、八四五町となる。勿論小作地減少が全部自作農創設によるものとは云えないが、かなりの部分を占めることが豫想される。又、小作地減の傾向は戰爭中強化されており、潰廢したものもあるから、以上累計一六八、六一一町歩の統計上の減少は、割合に事實に近いと思う。最近の一筆調査の結果では小作地にも過少申告の事實が存するが、この傾向は農地改革による金納小作料の實現が供出制度と結んで促進されたものと思われるので、内地二、一〇三、九八八町歩は小作地のミニマムを示すものとして採用した。但し總耕地面積は前記五六三萬町歩の修正數字が正しいと思う。（この總耕地面積は後述農地改革完了後の殘存小作地の比率を出すとき使用する。）

第二、耕作地主について

農地改革による解放農地面積について

素材は前記臨時農業センサスより集めた。これによれば、内地につき左表を得る。即ち耕作地主戸數一二八萬戸、貸付面積一〇七萬町歩である。

第九表 貸付面積廣狹別農家數及比率

(昭和二年)

規模別貸付戸數		實數と百分比	
		戸數	百分比
總 戸 數	貸付地を有する戸數	五、七二、四二一	100
	貸付地二反未満	一、八四、三六四	三二・六
	二反—五反	四七〇、四三二	八一・七
	五反—一〇反	三三三、八八七	五八・三
一〇反—一〇〇反	一〇反—二〇反	二二〇、八六六	三八・〇
	二〇反—三〇反	一、〇四四、三三三	一七・九
	三〇反—四〇反	一、五八、八七七	二七・六
	四〇反—五〇反	六、一五〇	一・一
一〇〇反以上	五〇反以上	三〇、九七七	〇・五
	計	一、八四、〇〇〇	三二・六

備考 昭和二二、八、一、臨時農業センサスより。

(内地以下特に断らぬ限り内地のこと)となる。貸付地も差引かねばならぬが、五萬町歩差引き一一五萬町歩と修正した。以上、耕作地主(自作兼地主、自小作兼地主、小作兼地主)を要約すれば、戸數一二四萬戸、貸付地一一五萬町歩となる。一町以下の貸付地を有する不耕作地主の自作化に就いての修正、その他二〇年以來二年間の變動を考慮すべき

筆者は之に對し二つの修正を行つた。一つは過少申告の分を貸付地面積に加算すること、他は昭和二〇年度に引きもどすことである。臨時農業センサスの行われたのは、農地改革進行中であるので、一應原則的には(調査方法上)影響はない筈であるが、一その影響による減少を一三萬町歩として耕作地主貸付地面積一二〇萬町歩とした。^{註1}

戸數について云えば、昭和二〇年度貸付地一町歩以上を有する農家は二〇萬戸であるから、^{註2}それが二四萬戸と四萬戸増加しているのを訂正しなければならぬ。この増加は、調査方法上の誤り(それは少いと思う)を除けば大部分不耕作地主(主として在村地主)の自作地主化によるものであろう。一二

八萬戸マイナス四萬戸で一二四萬戸が貸付地を有する農家

だが資料がないので、又その量も、面積から云えば五萬町歩を超えないと見て無視した。

一町以上と以下に区分しなければならぬが戸数は表により一町以下一〇四萬戸（最大限を示す）以上二〇萬戸が得られる。

面積については集計がないので、二反未満貸付農家は一反平均、二反一五反貸付ける農家は三・五反平均、五反一〇反は七・五反平均とすれば、一町以下三四萬町歩を得る。之に前記加算分を増して一町以下四〇萬町歩一町以上七五萬町歩とした。

尚ここで注意すべきは、貸付地が他市町村に存する場合、その貸付地は不在地主所有のそれとして計算しなければならぬことである。かかる他市町村への貸付地は一五萬町歩であるから之を一七萬町歩と修正する。これは後述解放面積推計に關連して再言する。

第十表 規模別貸付地面積推計表（内地）

貸付地規模	貸付地を有する戸數	一戸當平均貸付面積（推定）	貸付地面積（推定）	貸付地一町以下と一町以上の
二反 未滿	四〇、四三	一反	四〇、四三	三〇、三八
二反一五反	三三、八七	二・五	一〇、〇一〇	三〇、三八
五反一〇反	三〇、八六	七・五	一、四一四	三〇、三八
一〇反一二〇反	二五、八七	一・五	二〇、七五	三〇、三八
二〇反一五〇反	一、八五	三・五	六、五五	三〇、三八
五〇反一	三、九七	九・一	三、五二	三〇、三八
合 計	一、二八四、六四	八	一、〇九、〇一一	三〇、三八

備考 一、昭和二二、一、臨時農業センサスより推計

二、一戸當平均貸付地面積は中間値を採用した。
三、五〇反以上は殘餘を充て、合計一致せざるは端數切捨の爲めである。

農地改革による解放農地面積について

ならぬことである。かかる他市町村への

の貸付地は一五萬町歩であるから之を一七萬町歩と修正する。これは後述解放面積推計に關連して再言する。

註 臨時農業センサスは二十二年八月

一日現在で行なわれたので、既に買収

第二回を七月二日に終り累計約三四萬

町歩を買収したことの影響がないかど

うか。又二七萬八千町歩と推定される

財産税納付畑が存在するがその影響は

どうか。第一回、第二回の買収は不在

地主所有地を主たる対象とせること、

第十一表 耕作地主の貸付地の自市町村分と他市町村分別割合

地 域	市町村別		
	總面積 (A)	自市町村分 (B)	他市町村分 (C)
全 國	一、二五、五〇〇町	九六、四三町	二五、〇七町
北 海 道	五、四四町	七四、六九町	一〇、七五町
内 地	一、〇六、二一〇町	九三、四三町	一四、六八町
			三、五三町

(在村地主対象面積約五萬町歩。)又戸票の記入方法として、登記完了の場合のみ書き込むことになっていることから考えると立て前としては影響がない。然し農地改革の解放面積を過少にする爲めの内輪の申告も豫想され、物納財産税に申告したものは渡れたこと

も豫想せられる。物納財産税の分としては約二八萬町歩であるがこの中不在地主などの部分もあるから、解放面積を内輪に申告した分を含め内地十三萬町歩と押え、之を加算したものである。臨時農業センサスに於ける小作地面積が、二十一年四月二十六日の農家人口一齊調査のそれに比して約二四萬町歩を減少した。これには、土地取り上げや、地主の賣り逃げ分も相當數含まれるし、賣渡し農地も含まれるが、農地改革による解放見込面積まで自作地として記入した例もかなり存したと聞く。この事實も参考とならう。然し、確たる實證的材料がないので、他の地主を含め総合的に判斷するのが合理的である。

註2 「貸付地一町歩以上を有するものにして耕作に従事するもの」は、昭和十九年八月一日二〇八、五二七戸(内地)であり昭和二十一年四月二十六日二一四、〇五四戸である。二十年の數字はないので、十九年度をとる。二十一年は土地取り上げの影響ありと見なければならぬから。

第三 不在地主に就いて

素材は、昭和十六年「田畑所有状況調査」(前掲)。之に對して施した加工修正は、

- (一) 所有者が個人單位になつてゐるのを戸單位とすること。
- (二) 田畑別々に調査されている爲め、一町未満層に過大に集中する點を修正すること。
- (三) 不在地主は屬地主主義規定であるから、屬地主主義調査の耕作地主、在村不耕作地主等の中、他市町村に貸付地を

有し不在地主でもある部分を差引くこと。

四 入作自作地面積及び戸数を差引くこと。

以上につき部分的にはふれて来たがここで要約しておく。(一)の不在地主戸数は内地七七萬戸であつた。(二)の規模別区分は、五反—一町層を全部一町以上に繰り上げると、田畑合計では、面積一町以下二九%一町以上七一%となり、所有者、八二%一八%となる。この繰り上げは過大であらうけれども、五反未満層に入作自作者の部分が含まれてゐることを考えると差引される。五反未満から入作自作者の部分を差引き(附表参照)五反—一町層の半数を繰り上げて大體近似値を得るであらう。で大體のところとして面積一町以下三〇%以上七〇%、戸数一町以下八〇%以上二〇%と見てよいであらう。

四 耕作地主の重複部分は前述の如く面積一七萬町歩である。貸付地一一五萬町歩に對する比率は一三%である。在村不耕作地主三〇萬町歩、法人地主二〇萬町歩合計五〇萬町歩に對し一三%を適用して六萬町歩を得る。耕作地主の分一七萬町歩と合して二三萬町歩となる。

四 入作自作面積は昭和十六年九萬町歩であつた。これは三・六%であり、その後増加していると思うが、自作地増加率と比較することが出来ないで、そのまま二〇年度分として採用する。

以上の修正面積は合計三二萬町歩となるが不在地主所有面積七七萬町歩から減じて四五萬町歩を、純粹の不在地主の所有小作地面積と見る。

戸数はどうであらうか。「田畑所有状況調査」による他市町村居住耕地所有者の總耕地所有者數に對する比率(一・六%)を、「耕地所有者戸數」(農事統計)に乗じて、七七萬戸を得ることは前述した。然しこの推計では入作自作者

を含めてあるのでその點を是正すると、(附表3による)五五萬乃至六〇萬戸を得る。この戸數は、屬地主義的不在地主戸數であるから、耕作地主その他地主の不在地主としての重複面積二三萬町歩分の戸數を差引かねばならない。一戸一町歩平均とせば二三萬戸。かくて三五萬戸を稍過少の感があるが純粹不在地主戸數とした。一町歩以下以上への割り振りは、面積二〇%八〇、戸數七〇%三〇%として、一四萬町歩を一町以下所有層に、三一萬町歩を一町以上所有層へ、二八萬戸を一町以下、七萬戸を一町以上とした。不在地主は一町以上層は、一戸平均四町歩以上も有することになり、過大の批判もあり得るが(もしこの批判が正しいとせば戸數を過少と見たことに原因があるであらう、一應この數値を採用する。以上要約すれば、純粹不在地主戸數三五萬戸(一町以下二八萬戸、以上七萬戸)面積四五萬町歩(一町以下一四萬歩以上三一萬町歩)となる。この推計では、昭和十六年以降の不在地主の自作化の傾向を顧慮しないこと、「耕作地所有者戸數」(農事統計)を使用していることに缺點があるが、資料的に己むを得なかつた。尙、附表により検討して頂きたい。

第四に在村不耕作地主に就いて

在村不耕作地主戸數二〇萬戸所屬面積三〇萬町歩と計上した。この推計は、適當な資料がないので、他の地主戸數とにらみ合はせ大體のところを見當つたものである。學問的には許されない仕方であると思うが、いくつかの資料によつて検討して見ると、全然採用し得ないような數字ではないようである。

一つは、昭和二十二年臨時農業センサスの貸付地一町歩以上を貸付ける農家の昭和二〇年度のそれに對する増加分である。それは内地約四萬戸であるが、この増加の大部分は在村不耕作地主の自作化によるものであらうと思われる。とすれば、最低四萬戸の在村不耕作地主で一町歩以上を貸付けた地主が存在したことになる。又、昭和二十三年二月

現在に於ける、買収された農地所有者中在村不耕作地主数は、累計二〇七・三七九人である。この數から戸數の實數を推計して見るに、五萬乃至六萬戸は解放農地を所有していたことになる。即ち、被買収地主累計數は自作兼地主七三三・三八四人、不在地主一・一〇六、六四六人である。この間買収は第五回目を終つてゐるが、被買収耕作地主は二〇萬戸、不在地主は五〇萬戸として、それぞれ、三・七回、一・二回買収されている。在村不耕作地主を耕作地主と同じく三・七回買収されたとせば五萬四千戸が實戸數となるのである。念の爲め、ここで注意すべきは、買収を一町步平均で推計してゐることであつて、實際は、五反歩を限度とするところも多く、その場合は被買収者の數も遙かに多くなる。但しこの點は例えば一町五反を限度とする地方のあることによつて相殺される點であるので一町平均で作業を續ける。

この事實より、一町以上貸付地を有する在村不耕作地主を六萬戸とすることは不當ではあるまい。この場合一町以下にいくら計上すべきか問題であるが、在村不耕作地主に就いては、耕作地主、不在地主に比して中小地主が相對的に少いであろうと云う推測に立つて、一町以上三〇%以下七〇%と見た。面積は一町以上層一戸當り平均三町步程度として二〇萬町步を計上、以下に一〇萬町步を計上した。合計三〇萬町步である。總小作地面積が二一〇萬町步で、耕作地主、不在地主分として一六〇萬町步を差引けば、五〇萬町步残るが、法人地主分としては、社寺有のものがかなり存するので、二〇萬町步も、一概に過大とは云えないであろう。然しながらここで筆者の疑問を提出して御教示を得たい點がある。「耕地所有者戸數」(農事統計)によれば、五町步以上所有者戸數は、内地約九萬戸(昭和十五年)である。耕地五町以上所有の不在地主は「田畑所有狀況調査」によれば、概略のところ二萬乃至三萬戸程度であらう。五町步以上貸付地を有する耕作地主は二萬八千戸であるが、これに、二町―五町步を貸付ける耕作地主中一萬戸を耕

地所有五町歩と見ても、約三萬戸程度の在村不耕作地主（五町以上所有）が残ることになる。この比較推計は歴史的變化を考慮していないが、在村不耕作地主戸数及び所有面積として、より多く計上すべきでないかとも思われるのである。然し、筆者の知り得た事例調査（第十二、十三表）は、この推測を必ずしも裏がきしない。今は、留保しつつ、一應この数字を採用することにする。

第十二表 在住貸付地主の職業別

A 栃木縣那須郡菟園村（昭和六年）
（水田地帯純農村東日本に於ける調査事例）

貸付面積											
										</	

B 賴烏縣河沼郡渡瀬村（昭和二〇年）

合	上以町一				需未町一			
小	一	五	三	一	小	五	五	
	○	町	町	町		反	反	
	町	一	五	三		一	未	
	以上	町	町	町	計	町	滿	
計	計							
六	二	〇	〇	〇	二	四	一	三
三	四	〇	〇	〇	四	八	六	二
三	六	〇	二	五	二	六	九	七
七	三	〇	二	三	七	四	六	三
八	八	五	二	一	〇	〇	〇	〇
四	一	〇	〇	〇	一	五	〇	三
四	五	〇	〇	二	一	一	〇	一
二	五	〇	〇	一	四	五	三	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	一	〇	〇	〇	一	三	〇	三
三	二	〇	〇	〇	三	七	二	八
九	九	四	五	四	七	二	四	四

A 同上百分比

一	一
町	町
以	未
上	滿
四九	五一
四九	五一

B

一町以上	一町未満
三	六
哭	五

備考 一、「農地問題に關する統計資料」一七頁より引用修正。

二、ゴチ數字は在村不耕作地主戸數を示す。

三、原表では本業農家以外の計は地主兼自作を含めてあるが除いた。

農地改革による解放農地面積について

農地改革による解放農地面積について

第十三表 福島市近郊村に於ける在村不耕作地主状況

(昭和二〇年)

貸付地規模別	一町未満			一町以上			合計		
	戸数			面積			戸数		
	表	面	積	表	面	積	表	面	積
A	戸数	面積	積	戸数	面積	積	戸数	面積	積
	三	一〇・八	町	二	四・一	町	二	一〇・八	町
B	戸数	面積	積	戸数	面積	積	戸数	面積	積
	二	四・一	町	二	四・一	町	二	四・一	町
C	戸数	面積	積	戸数	面積	積	戸数	面積	積
	二	四・一	町	二	四・一	町	二	四・一	町

備考 一、農業総合研究所熊形氏の調査による。

二、總戸数は約一、〇〇〇戸の比較的大きな村である。

三、五町以上貸付ける在村不耕作地主は四戸で三五町二〇町一五町

五八町をそれぞれ貸付けているので、B表、C表では、三五町、二〇町を除いた場合を示す。

第五法人地主について。

七〇

法人地主については直接の資料なく事例

調査にも乏しいそこで若干冒險であるが總

面積から前記判明分を差引いた残餘を振り

あてた。感じとしては過大であるが、寺社

有の小作地を考えると、共有地を合して一

〇萬町歩程度は過大でないと思われる。

戸数は方法なく、規模別に分けた比率は、

前記耕作地主不在地主等の比率を適用した

もの。

以上の説明を省みて、第一に感ずること

は、推計の方法が、必ずしも單純明快でな

く、資料を各種のものをを用い、多くの修正

加工を恣意的に施していることである。む

しろ最大最小限を測定する方法はないかと

反問せられるであらう。學問的には望まし

いことであるが、筆者の考えでは、既存の

資料を用いる時は、不可能であると思う。より正しくは無意味な結果を得ると思う。又、この小作地所有状況推計表につき、地主の個々の部分について過大乃至過小の感じが生じて、その部分を、然らばどの地主に振りあてべきかになつて突きあたるのである。

尙ここで一言お断りするが、耕作地主、在村不耕作地主、不在地主、法人地主は、解放面積推計上採用された概念であり、厳密には例外のものを指示すべきだが、概算算出上は不都合を見ないので、普通概念のまま進める。

二

次に農地改革による解放面積を推計しよう。内地合計一四四萬町歩、耕作地主六三萬町歩、在村不耕作地主一六萬町歩、不在地主四五萬町歩、法人地主二〇萬町歩である。

第一耕作地主について。平均一町歩の保有が認められるから七五萬町歩より二〇萬戸分を差引き五五萬町歩が解放面積である。之に他市町村へ貸付ていた分として十七萬町歩あるが之も解放面積となる。然しそれが超過分たる五五萬町歩と同一物であれば加算してはならない。實際はどれ程同一物であろうか。統計がないので次のように推計する。一一五萬町歩を、一町歩超過分の五五萬町歩、一町以上の地主の保有地二〇萬町歩、一町以下の地主保有四〇萬町歩に分ち、一七萬町歩を同じ比率で他市町村に貸付地を有すると假定せば、それぞれ七萬町歩、三萬町歩、五萬町歩を得る。そこで後の二つの合計八萬町歩が不在地主分として加算すべき數字になる。結局六三萬町歩が解放見込面積である。この他、耕作地貸付地合計三町歩を越えてはならないことになっているので、それに該當する部分を加算すべきだし、内地平均一町歩と云つても、府縣により若干ずつ異なるので、府縣毎に算出し合計すべきを平均一町歩とすることから生じる誤差を訂正すべきだが、その部分は多くとも二萬町歩程度だから無視する。

農地改革による解放農地面積について

七二

第十四表 地主類別別解放見込面積推計表（内地）

A (單位千)

地主	面積	
	所屬小作地 面積(A)	開放見込面 積(B)
耕作地主	一、五〇〇 町歩	一、五〇〇 町歩
在村不耕作地主	一、〇〇〇	一、〇〇〇
不在地主	四、〇〇〇	四、〇〇〇
法人地主	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	七、五〇〇	七、五〇〇

B

地主	面積	
	所屬小作地面積	開放見込面積
耕作地主	五、〇〇〇 町歩	五、〇〇〇 町歩
在村不耕作地主	四、〇〇〇	四、〇〇〇
不在地主	三、〇〇〇	三、〇〇〇
法人地主	二、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

備考 推定方法本文参照。

思う。

第二在村不耕作地主について。

一町以上貸付地を有するもの六萬戸分として六萬町歩を保有した殘餘一四萬町歩が解放面積である。不在地主としての重複分二萬町歩、合計一六萬町歩

第三不在地主、法人地主に就いては全部。

例外的のものもあるが無視する。不在地主四五萬町歩、

法人地主二〇萬町歩。

以上解放面積は、内地總合計一四四萬町歩となる。

北海道はどうか。概算三〇萬として全國一七四萬町歩となる。^{註1}若しこのような推計が正しいとすれば、解放見込面積二〇〇萬町歩は、根據薄弱となる。市町村農地委員會報告の一六四萬町歩は、大體正しいところだと云える。筆者の推計面積も五乃至一〇萬町歩の誤差は當然豫想せねばならないが、土地取り上げの總面積は一〇萬町以内と思われる^{註2}ので、結果的には一七四萬町歩は大略正しいのであろうと

然らば農地改革實施後の小作地所有状況はどのようなことになるであらうか。第一五表を見て頂き度い。内地で戸數にして

一四四萬戸、面積にして六六萬町歩の小作地が残る。北海道の残存小作地六萬町歩と合して七二萬町歩の小作地は、

第十五表 農地改革實施完了後の小作地所有

概況推計表（内地）

A

（單位千）

地方別並戸數及面積	規模別		町合	計	合計%
	一町以下	町			
耕作地主	戸數 1,000 面積 1,000	戸數 100 面積 100	100	1,100	6.6%
在村不耕作地主	戸數 100 面積 100	戸數 100 面積 100	100	200	1.1%
合計	戸數 1,100 面積 1,100	戸數 200 面積 200	200	1,300	7.7%

B 總耕地に對する残存小作地比率

内地 北海道 全	耕地總面積		残存小作地	(B) (A)
	(A)	(B)		
内地	4,000	200	5%	1.25%
北海道	800	200	25%	7%
全	4,800	400	8.3%	1.75%

耕地總面積五三〇萬町歩の一三%に相當する。勿論、昭和二〇年以降土地取り上げが進んでいるから實際は、もつと少いと思うが、一〇%以下に減ずることはないと思う。解放見込面積を二〇〇萬町歩と見込み、他方過少に計上した總小作地に對する比率を求め、残存小作地面積を過少に推計することは現實を誤るものである。之は量的側面から見て然るのであるが、質的側面から、即ち社會經濟的側面から見てどうであらうか。この疑問は、我が國の地主的土地所有の評價の仕方如何によつて異なる答を得る。ここに於いては耕作地主が最も打撃をうけること少く、戸數に於いても尤大な數が残存していること、そして残存小作地の壓倒的部分を支配していることを指摘するに止める。

註一 この一七四萬町歩中、自作農創設維持事業によるものを差引かねばならぬ。昭和二〇年度五六、三三四町（推定）二一年度（四月・七月）八三、二九九町歩合計二一九、六三三町となる。土地取り上げ、形式上の自作がこの事業の名の許に行なわれたので二一一年七月を以つて中止となつた。これが正當化されたとすれば、農地改革による解放面積は一〇萬町歩程度は差引かるべきだ。一六四萬町歩となり、市町村農地委員會報告數字と一致する。市町村農地委員會の數字は、市町村毎に獨自の方法で報告するものゝ集計であるから過少の公算大である。この點筆者の推定はどう解釋さるべきか、一つは小作地總面積を最小限に、過少にみている點、他は推計方法の誤差であらう。他方土地取り上げが保有限度内に於いて行われる場合は、解放面積には無影響なのであるから假令全國一〇萬町歩の取り上げ面積があつてもそのまゝ解放面積の減少とはならぬ。この他賣り逃げが相當面積存するが（昭和二十一年當初を最高とした）この部分が市町村農地委員會の報告にどのように影響したか密かでない。買収實績に加算されることもあり得るのである。又實質的に取り上げられたものが形式的に買収見込に入つてゐる點もある。筆者の推計方法が過少とせば、耕作地主、在村不耕作地主の一町以下を過大に見た結果である。この點は疑問としてのこしておく。

註二 土地取り上げが普遍的現象であることは遍ねく知れて來たようである。佐賀縣で昭和二十二年一月に行なわれた「戦後再建計畫資料」の爲めの調査から筆者の集計した數字は、二〇・八・一五以降戸數四、五九四戸中、二二・二%が土地を減少しており、「地主の要求により已むを得ず」を理由とするものは一四・四%（七六〇戸）である。減少の割合は、五反未満一八・三%（二四%）（カッコン内は「地主の要求により已むを得ず」を理由とする比率）、五反一町、一町二・四%（一九%）、一町一町五反、二二%（一七%）、一町五反一町、二〇%（一五%）、二町一町二・五町一五%（一一%）、二・五町一三町一四%（九%）、三町以上一三%（七%）である。耕地減のこの比率を内地に適用すれば、大凡一〇萬戸乃至七五萬戸が土地を減少した農家となる。これは三六〇萬の自作、小自作、小作の三分一乃至五分の一に（この比率は自作別經營規模別に異なるであらう）あたる。一件一反歩平均として内地一萬町歩に過ぎぬ。一件一反は少くない。例へば農地改革資料二八、二九、三〇合併號の大洲警察署管下愛知縣新谷村の四七名土地取り上げ地主の平均面積は一反である。とられる方はより少い。又、取り上げる地主側に就いて見れば、自作地増加の目的と、飯米確保のものがわかれる。昭和二十一年四月二十六日の農家人口一齊調査と二十二年八月一日臨時農業センサスに於ける「貸付地一町以上を有する農家」を比較すれば、内地三萬四千増である。經營規模別に見ると三反未満七・一四九戸減、三反一五反七・五三戸増、五反一町五、四六八戸増、一町一・五町一三、四一二戸増、一・五町一町一〇、四九四戸増、二町一三町九、一九二戸増、三町一五町一、八四三戸増、五町一〇町六五戸増、一〇町以上四戸増である。總計數の三萬四

千戸は新規農家が主であらうから不耕作地主の耕作地主化である。然らば一町―三町層に最も大きく増加している理由を考えるに、耕作地主が自作地擴張の爲土地をとり上げて、例えば五反―一町層が一町―一・五町層へ繰り上つた爲めであると思ふ。その穴を不耕作地主の自作地主化が埋め、埋めきれなかつたのが三反未満層となつたものであらう。このことは、兩調査の自小作別農家数を経営規模別に比較すれば、三町―五町層に至るまで自作層のみが一貫して増加していること、自小作層は一町―一・五町層以上減であり、自自作層小作層は五反―一町層から早くも減となることによつても裏書きされる。

三 小作地所有の統計的分析

以上、昭和二〇年に於ける小作地所有状況を推計し、それに基き解放見込面積を地主種類別に算出し、農地改革完了せる場合の小作地所有状況を想定した。筆者の仕事は専ら数量的に以上の作業をすることに向けられた。従來の土地所有に對する検討もその限りでのみなされた。ここで小作地所有状況につきまとめて検討しよう。

臨時農業センサスによる耕作地主の小作地所有は、内地戸數一二八萬戸所有面積一〇七萬町歩一戸當り〇・八四町である。この一戸當り所有面積は筆者が小作地所有概況推計表(第八表)に於いて示した他の不在地主、在村不耕作地主に比し零細である。そこで内容を立入つて檢するに、貸付地を有する戸數一二八萬戸中、貸付地二反未満が、四七萬戸で三六・六％二反―五反層が三四萬戸で一六・七％、五反―一町層が二三萬戸で一八・〇％、一町―二町が一三萬五千戸一〇・六％、二町―五町層が七萬六千戸で五・九％、五町以上二萬八千戸で二・二％となり。五反未満層が六三％を占め壓倒的に多い。而して經營地廣狹別に見ると五反―一町層を最高とし、一町五反未満層が八〇―九〇％を占める。

筆者は佐賀縣の昭和十四年當時と二十二年につき、貸付地を有する戸數を經營地廣狹別に、又一戸當り貸付地平均

A 第十六表 佐賀縣に於ける貸付地を有する農家戸数の變遷
昭和一四年佐賀縣經濟部調査

所有 規模別	總戸數		貸付地一戸 當面積	
	A	B	C	(B) (A)
五反未満	二、〇七六	二、五八六	三%	一・〇五
五反—一町	二六、三六八	三、〇〇六	一九	〇・八二
一町—二町	三三、六二一	四、九七七	三三	〇・七四
二町—三町	五、二二二	一、五九	三	〇・八四
三町—五町	八三三	三〇〇	三	一・四二
五町以上	二〇	三三	三	四・三
合計	五、七六九	二、四四三	三	〇・六

B 昭和二年八月一日臨時農業センサス

所有 規模別	總戸數		貸付地一戸 當面積	
	A	B	C	(B) (A)
五反未満	七、七三三	五、四一〇	一九%	〇・七二
五反—一町	三三、二二二	五、三三〇	三六	〇・八〇
一町—二町	三〇、四九	五、八〇〇	六五	〇・七六
二町—三町	二、六八	一、〇二	三八〇	一・〇二
三町—五町	二六	九	四三七	一・四七
五町以上	二	〇	一〇〇	二・〇〇

面積を比較したが(第十六表)貸付地五反未満が激増している。又、經營面積別に見るに、五反未満、五反—一町、一町—二町層に於いて貸付地を有する農家が激増している。在村不耕作地主の自作地主化もあるが、この場合には、むしろ戦時中の經營困難から来る耕作地の放棄、貸付に原因するものが多いのではないかと思う。この推測にして正當ならば、内地一二八萬戸の耕作地主中(殊に貸付地五反未満層七〇萬戸中)の、相當數が戦時中の經營困難による耕地縮小によつて生じたものでないかと思われるのである。このことは、土地取りあげに關連して重要であらう。

所屬面積については集計がないから、中間値をとつて試算すれば、附表4を得

合 計	五反未満	一町一	二町一	三町一	五町以上
七、三〇	一七、五四	三三〇	〇・七		

C 「昭和一三年農家一斉調査」による経営規模別農家数

總 戸 数	五反未満	一町一	二町一	三町一	五町以上
四、四二	六、七六	二七、八六	三、八六	五、二三	四八

備考 A、昭和一四年佐賀縣經濟部調査は「農山漁村實態調査書」第一冊第五輯より筆者集計作成せるもの。一三年農家一斉調査に於ける戸数に比し七、八七二戸少い。集計未了又は報告なきものと思う。

面積を所有し、戸数八%の二町以上層が五〇%の面積を所有することになる。後者を實數に直せば約一〇萬戸であるが、経営面積一町以上層はその中五〇%であるから、二町以上貸付地を有し経営面積一町以上のものは全國約五萬戸と云ふことになる。附表に於いては、経営面積別に考えず平均中間値をとつてあるが、経営面積入なる程貸付地面積も大きいので、貸付地二町以上有する層の中、経営面積一町以上層は五〇%の五萬戸であるが、その所有小作面積は六〇%と見込み二町以上所屬五〇萬町歩中三〇萬町歩所有するとすれば、この五萬戸が三〇萬町歩を、即ち耕作地主貸付地の二八%全小作地の一四%を所有することになる。田畑別にすれば、田二〇萬町歩と見ることが出来るが、田小作地一四五萬町に對し一四%を所有すると見てよいのではなからうか。とすれば、この経営面積一町歩以上、貸付地一町歩以上層たる五萬戸の耕作地主は、耕作地主中の「地主的地主」と云えよう。

かくて、前記の耕作地主貸付地平均〇・八四町には、云わば經營的色彩濃いものと地主的土地所有的なそれとの異質のものが含まれていることを知るのである。

不在地主に就いてのべよう。戸数につき入作自作地所有者を加えたことより生じた錯覚は前述した。入作者を除けば不在地主は比較的大きいと云う常識と一致した数字が得られる。面積につき入作を除いた表を比較までに掲げる。

第十七表 不在地主所有面積廣狹別比率

(A) 入作面積を含む場合

田畑別	所有規模別					計
	五反未満	五反— 一町	一町— 二町	二町— 五町	五町以上	
田	二四・七%	一七・八%	一四・四%	一七・七%	二五・四%	一〇〇%
畑	二八・五	一五・七	一三・五	一三・四	一八・八	一〇〇

(B) 入作面積を除いた場合

田	一六・三	一九・七	一六・〇	一九・六	二六・二	一〇〇
畑	二五・八	一八・九	一六・三	一六・一	二二・〇	一〇〇

(C) 田畑所有面積(總數)比率

田	三三・〇	三〇・五	二〇・一	一八・九	一七・四	一〇〇
畑	三三・七	二二・三	一八・七	一五・三	二二・一	一〇〇

備考 田畑所有状況調査より作成、詳しくは附表を参照のこと。

入作面積をのぞけば不在地主所屬田小作地中二八%を五町以上所有者が集中的にもつこととなる。

次に、入作面積を除き田で不在地主所有の四七一、四一四町は小作地のみとなるが、これを昭和二〇年度につきあては

めると、田小作地一、四五三、三四四町(内地—農林統計表)中、殘餘の九八一、九三〇町が自市町村所有の小作地となる。

第十八表参照。尙自市町村居住者所有面積中五町以上所有に屬する面積は、

一五・七%(不在地主表参照)となる。昭和

二〇年に適用して、(田内地面積二、七九二、五二六町から四七一、四一四町を差引いた殘餘、二、三三二、一一二町が自市町村所有者所屬田面積)三六四、四一四町歩の用を所有することになる。この中には、自作地も含まれるであろうが、假りに全部小作地なりとすれば、五町以上不在地主所屬面積一三三二、九八七町と合し四九七、四〇一町の田小作地が五町以上層に

屬することになる。田小作地に對する比率は三四%となる。自市町村所有者の自作地をも含めたことに過大傾向が出るが、五町以上所有者数は三萬八十人であるから、自作地面積は一人平均一町五反とし、全部耕作地主とするも六萬町歩以下であろう。従つて最小限三〇%は五町以上に所屬することになる。戸數とすれば、田小作地所有者の二一%以下であろうからその集中度は輕視されてはならない。

畑に就いて同様の推計を施せば、昭和二〇年二〇七、四六二町が五町以上所有者にあつまり畑小作地六五〇、六四四町に對する比率は三二%となる。^{註2} 自市町村所有者分に自作地が含まれるからその部分を減じなければならぬが、二五%を下ることはないであろう。田に比べると若干少いがかなりの集中度であると云わねばならぬ。田畑合すると最少限（以上は別々の計算で合する場合はそれ以上となる）七〇萬町歩が五町以上層に集中することとなる。二一〇萬町歩の内地小作地に對する比率は三〇%となる。

第十八表 市町村別田小作地所有状況推計

昭和二〇年（内地） （單位町）

市町村別	全 面 積		
	他市町村所有	自市町村所有	比 率
實 數	一、四三、二一五	四七、四四	九二、九〇
比 率	100%	三三%	六六%

備考 一、本文参照

二、全面積は昭和二〇年農林統計表

三、他市町村所有小作地面積は昭和一六年「田畑所有状況

調査の面積より自作自作地面積を除けるもの

農地改革による解放農地面積について

繰返して云えば、この三〇%は田畑所有を別々とした場合で、しかも五町歩以上層に所屬するのである。従つて耕地五町歩以上所有者所有小作地は充分一〇〇萬町歩に達すべく、全小作地に對する比率は四〇%を超えるであろう。解放面積に關連せしめ説明すれば、その五〇%程度をこの五町以上所有者層が解放することになる。小作地の所有及び解放に關しては大地主の存在と役割を輕視してはならない。

尤もこの立論は、十六年以降大土地所有者に大きな變化なしとしてのことであるから、この假定が誤まつておれば、訂正されねばならない。

註¹ より正しくは、總面積に對する比率一六・六%を二〇年度の田の總面積に乗すべきだろうが、四六三、五五九町となつて大差ないのでそのまゝとした。

註² 昭和二〇年度畑一、六九八、九一五町歩、不在地主所有小作地比率九・五で出すと一六一、三九七町歩、差引一、五三七、五一八町歩が自市町村分。五町以上比率一・一%を乗じ一七〇、六六四町歩を得る。之に他市町村五町以上分として二・八%を乗じた三六、七九八町歩を加え二〇七、四六二町歩が五町歩以上層に集中していることになる。畑小作地主六五、六四四町に對する比率三二%。畑作總面積に對する比率は一二%である。念の爲め、附表により五町以上面積二五八、七五二町の總面積二一、〇四二町に對する比率を求めると一二%となる。この點田に就いても同様であつて、いずれの推計方法をとるも五町以上層の所有面積は田の總面積の一七・五%となる。

以上、甚だまわりくどい方法であつたが、今次農地改革による解放農地面積の推定を一應終る。筆者の目的は農地改革の評價に對する一つの資料を提供することにあつたが、この控え目な目的に對しても極めて不十分であることを恥じる。農地改革は、如何なる地主に、如何なる打撃を又如何なる問題を殘したか。筆者は、耕作地主と云う形で問題が殘つたことを指摘したが、耕作地主と在村不耕作地主、不在地主との相關々係を究明することは全然果されていないのである。例えば水利事業を中心とする村の經濟的機能に指導力をにぎつた地主層は、その仕事の量的多忙さから、在村不耕作地主であることが多いと云われるが、耕作地主にして貸付地の大きい地主との關係、近親性はどうかであろうか。この點は、耕作地主が、壓倒的に殘存せしめられている現狀に鑑み特に重要である。又、小作地所有の役割は、地帯別、業態別に異なるものがある筈である。東北地方、近畿地方による差。米作地帯、畑作地帯特殊作物地帯による差など。それらに就いても、はじめは、帝國農會調査「適正規模調査報告」その他の資料の分析から概觀を與えるつもりであつたが、次にゆずる。(一七四七・五・一〇)(研究員)

附表 1

「農事統計」不耕作地主戸数検査表

農地改革による解放農地面積について

	不耕作地主戸数 A	不在地主戸数 B	$\frac{A-B}{C}$		不耕作地主戸数 A	不在地主戸数 B	$\frac{A-B}{C}$
全 國	1,069,155	-	-	愛 知	34,380	28,552	5,828
北海道	67,629	30,413	37,216	三 重	19,688	16,678	3,010
青 森	12,968	14,161	△ 1,493	滋 賀	20,601	10,430	10,171
岩 手	15,501	22,727	△ 7,226	京 都	11,556	9,418	2,138
宮 城	20,519	16,750	3,769	大 阪	28,408	20,107	8,301
秋 田	23,101	15,226	7,875	兵 庫	46,175	20,867	25,308
山 形	14,732	17,408	△ 2,676	奈 良	9,734	8,605	1,129
福 島	33,876	22,905	10,971	和歌山	11,380	9,054	2,326
茨 城	37,661	31,789	5,872	鳥 取	8,007	7,840	167
栃 木	21,085	16,480	4,583	鳥 根	13,791	12,286	1,505
群 馬	23,028	20,416	2,612	岡 山	39,051	22,759	16,229
埼 玉	34,200	55,061	△ 20,864	廣 島	27,019	20,249	6,770
千 葉	27,377	23,865	3,512	山 口	24,087	13,612	10,475
東 京	11,041	9,438	1,601	徳 島	9,546	16,142	△ 6,596
神奈川	16,115	11,511	4,604	香 川	16,093	11,137	4,956
新 潟	54,239	31,040	23,199	愛 媛	28,379	14,845	13,534
富 山	25,794	16,531	9,263	高 知	12,971	12,100	871
石 川	14,503	10,619	3,884	福 岡	36,430	22,857	13,573
福 井	16,415	5,114	11,301	佐 賀	11,355	8,049	3,306
山 梨	15,144	12,115	3,029	長 崎	16,642	10,315	6,327
長 野	26,464	30,971	△ 4,507	熊 本	23,445	22,505	940
岐 阜	15,094	17,945	△ 2,851	大 分	22,247	11,427	10,820
静 岡	42,786	26,950	15,836	宮 崎	12,974	10,164	2,810
				鹿 兒 島	16,225	21,560	△ 5,335

- (備考) 1、不耕作地主戸数は、耕地所有者戸数より自作自小作農家を差引いたもの
 2、不在地主戸数は、「田畑所有状況調査」より算出（比率は各府縣毎に算出）
 3、年度は昭和16年、△印はマイナスを示す。
 4、この表は、不耕作地主戸数（A）に不在地主も含まれるとの假定を檢討せるもの。この檢討により、「耕地所有者戸数」の不正確さが實證される。入作自作率を無視しているが影響はない。

		田 自 作 地 入 作 率				5 反 未 滿		5 反—10反	
						不在地主率		不在地主率	
		田 自 作 地 (A)	入 作 自 作 地 (B)	入 作(B) 率 (A) (C)	一 人 當 所有面積 (D)	戸 数 (E)	面 積 (F)	戸 数 (G)	面 積 (H)
靜 岡	28,093	1,247	4.4	0.15	18	17	10	11	
愛 知	48,303	2,235	4.6	0.15	19	16	7	7	
三 重	40,242	1,961	4.9	0.18	18	18	9	6	
滋 賀	36,661	1,118	3.1	0.20	19	19	8	8	
京 都	21,907	616	2.8	0.16	16	14	9	9	
大 阪	15,375	1,067	7.0	0.14	33	27	20	19	
兵 庫	50,992	1,303	2.5	0.17	15	28	9	9	
奈 良	15,551	710	4.5	0.16	23	20	12	11	
和 歌 山	15,405	669	4.3	0.18	17	16	11	11	
鳥 取	13,709	563	4.1	0.18	24	24	15	15	
島 根	14,396	646	4.5	0.18	19	18	12	13	
岡 山	45,889	2,504	5.4	0.17	19	17	10	9	
廣 島	43,372	1,172	2.7	0.16	17	15	7	7	
山 口	42,692	971	2.3	0.20	17	17	10	10	
徳 島	15,248	520	3.4	0.16	16	15	52	45	
香 川	13,805	459	3.3	0.18	19	19	16	17	
愛 媛	19,526	422	2.1	0.14	13	12	11	11	
高 知	18,598	915	4.9	0.16	21	22	15	13	
福 岡	53,925	2,130	3.9	0.19	22	22	13	14	
佐 賀	27,703	999	3.6	0.20	18	21	16	18	
長 崎	17,411	530	3.0	0.15	12	9	8	7	
熊 本	31,415	1,194	3.8	0.18	20	20	15	15	
大 分	29,988	713	2.3	0.16	14	12	7	7	
宮 崎	25,260	694	2.7	0.16	14	13	8	7	
鹿 兒 島	33,224	975	2.9	0.14	11	10	7	7	

自作地總面積を(B)は入作面積中自作地なるものを示す。(C)は入作率。
有状況調査」より引用。

附表2 (A)

農地改革による解放農地面積について

	田自作地入作率				5反未満 不在地主率		5反—10反 不在地主率	
	田自作地 (A)	入作地 (B)	入作率 (C)	一人當所有面積 (D)	戸數 (E)	面積 (F)	戸數 (G)	面積 (H)
全 國	1,481,933	53,209	3.6	0.166	20	19	16	15
内 地	1,400,925	52,456	—	—	20	19	16	15.5
北 海 道	81,008	753	0.9	0.24	14	49	15	15
青 森	31,318	1,630	5.2	0.23	12	24	23	23
岩 手	38,465	1,501	3.9	0.20	20	22	48	47
宮 城	39,320	1,747	4.4	0.22	25	29	27	28
秋 田	44,498	1,549	3.5	0.21	21	25	21	21
山 形	41,391	2,266	5.5	0.20	25	29	25	23
福 島	53,243	1,449	2.7	0.17	24	23	13	14
茨 城	38,934	1,729	4.4	0.18	26	25	17	16
栃 木	36,139	914	2.5	0.15	26	22	17	16
群 馬	16,439	1,045	6.3	0.18	23	21	16	16
埼 玉	28,079	1,408	5.0	0.10	57	46	55	55
千 葉	49,514	2,145	4.3	0.18	24	24	14	14
東 京	2,777	64	2.3	0.13	15	14	14	13
神 奈 川	8,938	287	3.2	0.16	17	17	10	11
新 潟	76,639	2,791	3.6	0.15	23	20	14	14
富 山	32,623	869	2.7	0.15	25	25	19	18
石 川	28,737	718	2.5	0.15	19	17	11	11
福 井	27,305	435	1.6	0.16	13	11	5	5
山 梨	8,217	431	5.2	0.14	15	14	11	10
長 野	38,995	1,908	4.9	0.18	18	18	12	12
岐 阜	31,222	1,214	3.9	0.15	19	16	9	9

(備考) 1、(A)及(B)は前掲「耕地」(農林統計月報40號)より引用、(A)は田
2、(D)は、一人當所有面積(E)～(H)は、總數に對する%、「田畑所

	畑自作地入作率				5反未満 不在地主率		5反—10反 不在地主率	
	畑自作地 (A)	自作畑入作地 (B)	(B) (A) (C)	一人當 所有面積 (D)	戸数 (E)	面積 (F)	戸数 (G)	面積 (H)
静岡県	49,919	2,364	4.7	0.12	17	14	7	7
愛知県	37,019	1,382	3.7	0.11	16	12	6	6
三重県	20,701	967	4.6	0.09	12	9	6	6
滋賀県	7,199	101	1.4	0.06	9	6	5	5
京都府	10,417	335	3.2	0.09	13	10	9	9
大阪府	5,504	376	6.8	0.10	24	24	22	22
兵庫県	11,953	187	1.6	0.08	10	9	11	10
奈良県	7,263	233	3.2	0.08	13	9	5	5
和歌山県	14,137	518	3.6	0.09	11	8	5	5
鳥取県	8,794	371	4.2	0.09	16	13	8	8
島根県	13,826	281	2.0	0.09	13	10	7	7
岡山県	23,984	704	3.0	0.09	11	9	4	4
広島県	22,342	709	3.2	0.08	11	8	4	4
山口県	13,859	215	1.5	0.09	10	8	5	5
徳島県	17,372	447	2.6	0.12	22	19	11	11
香川県	7,559	260	3.4	0.11	13	11	10	10
愛媛県	32,947	750	2.3	0.12	11	10	6	6
高知県	18,947	380	2.0	0.10	17	14	12	13
福岡県	17,524	527	3.0	0.10	15	14	10	10
佐賀県	10,120	183	1.8	0.09	11	9	3	4
長崎県	37,734	775	2.0	0.13	11	9	4	4
熊本県	41,490	1,828	4.4	0.15	20	18	12	12
大分県	22,278	388	1.7	0.12	10	9	4	4
宮崎県	25,846	961	3.7	0.15	15	14	8	8
鹿児島県	81,357	2,027	2.5	0.16	12	12	6	6

附表2 (B)

農地改革による解放農地面積について

		畑 自 作 地 入 作 率				5 反 未 滿 不在地主率		5 反—10反 不在地主率	
		畑 自 作 地 (A)	畑自作 入作地 (B)	(B) (A) (C)	一 人 當 所有面積 (D)	戸 數 (E)	面 積 (F)	戸 數 (G)	面 積 (H)
全 國		1,644,711	46,339	2.8	0.126	15	14	9	10
内 地		1,225,569	42,368	—	—	15	14	9	9
北 海 道		419,142	3,971	0.9	0.16	23	21	18	17
青 森		42,362	2,705	6.4	0.17	17	18	14	15
岩 手		50,904	1,470	2.9	0.18	22	21	11	11
宮 城		25,042	750	3.0	0.14	17	16	11	11
秋 田		16,965	409	2.4	0.12	14	13	11	12
山 形		25,176	1,406	5.6	0.12	18	18	11	11
福 島		58,949	1,296	2.2	0.13	18	16	7	7
茨 城		64,526	2,500	3.9	0.15	22	19	12	12
栃 木		35,135	847	2.4	0.16	16	16	9	9
群 馬		47,567	2,228	4.7	0.16	22	21	11	11
埼 玉		52,082	2,260	4.3	0.15	16	21	11	11
千 葉		43,151	1,515	3.5	0.13	19	16	10	10
東 京		18,107	612	3.3	0.14	22	23	18	18
神 奈 川		23,469	586	2.5	0.14	21	19	10	11
新 潟		33,225	923	2.8	0.11	13	10	7	7
富 山		4,828	166	3.4	0.07	22	17	9	9
石 川		11,096	259	2.3	0.08	13	10	5	5
福 井		6,388	53	0.8	0.07	7	15	4	3
山 梨		21,257	1,061	5.0	0.13	20	18	9	9
長 野		93,043	3,366	5.3	0.14	20	19	8	8
岐 阜		22,186	770	3.5	0.10	16	11	6	7

附表3 田畑別、在不在別所有狀況修正表

(A) 田の廣狹別所有面積(修正表) (北海道、沖縄を除く)

[illegible]

(備考) 一、本文参照
二、入作面積を除いて計算せるもの

(B) 田の狭狭別所有者数(修正表) (北海道、沖縄を除く)

他自總	他自總	他自總	
市市	市市	市市	
町町	町町	町町	
村村	村村	村村	
一四・〇	一六・一	四七・〇	總數
一三・七	一〇〇	四〇・〇	未〇・五
一五・九	一〇〇	二五・八	滿町
二二・三	一〇〇	七五・七	〇・五一
一五・八	一〇〇	八八・八	一一二
一八・〇	一〇〇	二二・四	二一三
二二・六	一〇〇	二二・四	三一五
二二・八	一〇〇	二二・四	五一〇
一八・〇	一〇〇	二二・四	二〇一
二〇・一	一〇〇	二二・四	二〇一
二六・九	一〇〇	二二・四	三〇一
三六・六	一〇〇	二二・四	三〇一
三六・六	一〇〇	二二・四	三〇一

(C) 畑の廣狹別所有面積(修正表) (北海道、沖縄を除く)

[illegible]

(D) 畑の廣狹別所有者數 (修正表) (北海道、沖縄を除く)

[illegible]

五反—一〇反	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—	一〇〇反—
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

農地改革による解放農地面積について

附表 4 (B) 經營面積廣狹別に見たる貸付地面積規模別狀況推計(筆者)

九〇

經營面積	總面積	貸付地面積					
		總面積(町)	二反未満	二—五	五—一〇	一〇—二〇	二〇—五〇
總面積	1,027,011	840,677	1,100,101	1,791,710	2,077,847	2,655,350	2,545,766
耕作せざる農家	七七	八八	三三	七四	五五	一、四四五	二、八九八
三反未満	126,446	101,969	189,433	333,935	377,680	290,000	233,442
三反—五反	127,132	97,706	277,356	397,977	577,067	333,735	333,735
五反—一〇反	252,752	257,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
一〇反—一五反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
一五反—二〇反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
二〇反—二五反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
二五反—三〇反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
三〇反—三五反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
三五反—四〇反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
四〇反—四五反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
四五反—五〇反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
五〇反—一〇〇反	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
一〇〇反—	233,752	277,777	377,777	577,777	577,777	577,777	577,777
同上百分率							
總面積	100	81.8	110.1	179.1	207.8	265.5	254.6
耕作せざる農家	100	1.1	3.3	7.4	5.5	14.5	23.4
三反未満	100	88.1	149.4	333.9	377.7	290.0	233.4
三反—五反	100	84.7	277.4	397.9	577.0	333.7	333.7
五反—一〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
一〇反—一五反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
一五反—二〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
二〇反—二五反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
二五反—三〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
三〇反—三五反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
三五反—四〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
四〇反—四五反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
四五反—五〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
五〇反—一〇〇反	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7
一〇〇反—	100	81.8	377.7	577.7	577.7	577.7	577.7

一〇反—一五反	100	三・九	二一・〇	一六・五	三・六	二四・〇	三・〇
一五反—二〇反	100	二・四	七・九	二・四	二・六	二・三	二・五
二〇反—二五反	100	一・五	六・〇	一・三	一・〇	三・一	三・一
二五反—三〇反	100	一・一	四・八	九・二	一・七	三・二	三・〇
三〇反—三五反	100	〇・六	三・〇	六・九	三・九	元・六	四・〇
三五反—四〇反	100	〇・二	〇・七	一・九	四・四	一・七	七・六
四〇反—一〇〇反	100	〇	〇・一	〇・一	〇・五	一・三	九・〇
總面積	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
耕作せざる農家	〇・一	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・一
三反—未滿	二・九	二・七	一五・八	二・九	二・七	二・二	八・三
三反—一五反	一三・八	一六・九	二八・一	二・九	二・六	二・五	一三・四
五反—一〇反	二七・五	三三・五	三・〇	三・七	三・五	三・〇	三・五
一〇反—一五反	二〇・九	一八・五	二〇・四	二・三	二・八	三・〇	一九・三
一五反—二〇反	二二・六	六・八	八・九	二・四	一・四	一・七	二・三
二〇反—二五反	六・九	二・四	三・七	四・八	六・五	八・八	八・九
二五反—三〇反	三・一	〇・八	一・三	一・八	二・七	三・九	四・八
三〇反—三五反	二・九	〇・四	〇・八	一・三	一・八	三・四	五・六
三五反—四〇反	〇・四	〇	〇	〇	〇・一	〇・三	一・一
一〇〇反—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇・三

(備考)「臨時農業センサス」より作成。

貸付地面積の戸當平均を二反未滿一反、二反五反層は三・五、五反—一〇反層は七・五反、一〇反—二〇反は一五反、二〇反—五〇反は三五反とし五〇反—は殘餘を振りあてた。

農地改革による解放農地面積について

附 記

この小論を書くに際し、多くの方々から有益な御意見をうけた。又、東畑先生は、當初よりこの問題を指示され、資料についても大きな便宜を與えられた。こゝに記して衷心謝意を表する。